

令和 8 年度国内資源循環推進業務委託仕様書

1 業務名

令和 8 年度国内資源循環推進業務委託

2 実施背景と目的

(1) 課題

現在、農業生産に不可欠な化学肥料は、原料の多くを海外からの輸入に依存しており、国際情勢や原料価格、輸送費の変動による影響を受けやすい状況にある。

このため、肥料の安定供給や価格高騰への対策として、家畜排せつ物由来堆肥や下水汚泥資源など、国内に存在する肥料資源を有効活用し、海外依存を低減する生産体制づくりが重要である。

一方で、農業集落排水施設から発生する汚泥（以下、「集排汚泥」という。）は、有効な国内資源の一つであるが、肥料として農地還元される割合は全国で約 5 割にとどまっており、利用拡大が進んでいない。

(2) これまでの検討結果

県内における集排汚泥肥料の利用拡大を図るため、供給側・需要側へのヒアリング調査を実施したところ、農業者の関心は高いものの、重金属類の含有や農地・作物への蓄積に対する安全面の不安や、肥料としての効果・利用方法に関する情報不足が利用拡大の課題であることが明らかとなった。

そのため、県内製造の集排汚泥肥料を使用した栽培試験と成分分析を実施し、汚泥肥料の安全性と植物への肥料効果を確認した。

(3) 業務委託の目的

今後、集排汚泥肥料の利用を拡大するためには、①肥料価格の低減への貢献、②肥料原料の輸入依存の軽減、③地域内での資源循環の促進といった意義について、農業者や消費者に理解を深めてもらうことが重要である。

そのため、研修会やイベント等を活用し、集排汚泥肥料の安全性や有効性、資源循環の意義について情報発信・普及啓発・意識調査を実施する。

また、集排汚泥肥料の農地還元を推進するため、必要な調査、技術的検討、関係者との調整を進めるとともに、県内の農業集落排水施設を有する市町が策定している「農業集落排水資源循環促進計画（以下、「促進計画」という。）」を点検し、必要に応じて見直しに関する提案を行う。

これにより、環境負荷の低減、処理コストの削減、農業経営の安定化を図り、変化する情勢に対応できる持続的な資源循環体制を確立する。

3 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 1 9 日（金）まで

4 業務内容

(1) 県内農業者への普及啓発

- ・集排汚泥肥料に対する県内農業者の理解を促進するため、県内農業者を対象とする研修会等を開催すること（研修会の開催は 1 回以上）。
- ・研修会等の開催時期については、発注者と協議の上、決定すること。
- ・研修会等の開催後は、参加者へのアンケートを実施し、集排汚泥肥料に対する県内農業者の意識調査を行うこと。
- ・アンケート項目については、発注者と協議の上、決定すること。

(2) 消費者等の意識醸成

集排汚泥肥料に対する消費者の理解を醸成するため、以下のとおり情報発信を行うこと。

①イベント等への出展

- ・県内で開催されるイベント等へ出展し、集排汚泥肥料の情報発信を行うこと（イベント出展は2回以上）。
- ・イベントの出展時期については、発注者と協議の上、決定すること。
- ・イベントへの出展時には、消費者へのアンケートを実施し、集排汚泥肥料に対する消費者の意識調査を行うこと。
- ・アンケート項目については、発注者と協議の上、決定すること。

②広報媒体を活用した情報発信

- ・Web や紙媒体等の媒体を活用し、消費者に対する情報発信を行うこと（3回以上）。
- ・広報媒体への掲載時期については、発注者と協議の上、決定すること。

③将来を担う若者等への普及啓発

- ・出前授業等により、学生等の若者を対象とする普及啓発活動を行うこと（2回以上）。
- ・出前授業等の開催時期については、発注者と協議の上、決定すること。
- ・出前授業等の実施の際は、参加者へのアンケートを実施し、集排汚泥肥料に対する若者等の意識調査を行うこと。
- ・アンケート項目については、発注者と協議の上、決定すること。

(3) 県内における集排汚泥肥料の需給調査

①県内農業者への需要調査

- ・以下の資料を活用し、県内農業者のうち、集排汚泥肥料を推進していくために効果的なターゲット層への需要調査を実施すること。
 - 上記（1）及び（2）で得られたアンケート集計結果
 - 令和7年度国内資源循環推進業務委託により作成した説明資料（県内で製造される集排汚泥肥料の有効成分量、栽培比較試験結果、集排汚泥肥料中の重金属含有量等）
- ・調査結果に基づき、今後の県内における集排汚泥肥料の普及啓発方法について検討すること。

②促進計画の点検・調査

- ・発注者から提供する現促進計画（15件）と、策定市町（15市町）からの情報収集などを基に、以下について策定市町の促進計画ごとに点検・調査すること。
 - 農業集落排水汚泥処理の現状
 - その他の有機物資材の処理の現状
 - 農業集落排水汚泥等の再生資源化に関する計画
 - 再生資源の利用に関する計画
 - 再生資源の利用促進方策
 - 農業集落排水汚泥等の循環利用スケジュール
 - 農業集落排水処理水の循環促進に関する考え方
- ・上記（1）、（2）及び（3）①の調査結果を策定市町へ情報提供すること。
- ・策定市町を対象に、促進計画の見直しについてヒアリングを実施し、その結果に基づき、必要性、妥当性等を明確にしたうえで、見直しが必要な促進計画については、見直し案を発注者へ提出すること。
- ・促進計画の点検・調査及び策定市町へのヒアリングの実施スケジュールについては、発注者と協議の上、決定すること。

③調査結果の分析

- ・上記（１）、（２）におけるアンケート調査結果及び上記（３）①及び②の調査結果を分析し、集排汚泥肥料の供給側と需要側の課題を整理すること。
- ・今後、県内において利用拡大を進めていくための効果的な推進方法を提案すること。

5 三重県に納品する成果品

受託者は、契約期間内に、「業務完了報告書」を以下のとおり作成し、発注者へ提出すること。

（１）提出形式

- ①報告書（紙媒体、原則としてA4判・両面印刷、ハードファイル）：２部
- ②電子データ：２部（Word、Excel等で作成し、CD-R等で納品すること）

（２）業務完了報告書への記載事項

- ・４（１）で実施したアンケート集計結果
- ・４（２）①で実施したアンケート集計結果
- ・４（２）②で活用した広報媒体名、掲載回数、掲載記事の内容
- ・４（２）③で実施したアンケート集計結果
- ・４（３）①で実施した需要調査結果
- ・４（３）②で実施した点検・調査結果、見直し案
- ・４（３）③で実施した分析結果、課題整理の結果、今後の推進方法

6 資料の貸与

業務の遂行にあたって、発注者が保有する以下の資料については、貸与することができるものとする。

- （１）令和６年度国内資源循環推進業務委託報告書
- （２）令和７年度国内資源循環推進業務委託報告書

7 業務実施の条件

- （１）業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、発注者と協議を重ねながら実施するものとする。
- （２）委託業務の履行について、常に連絡調整ができるような体制を整えておくこと。
- （３）委託期間内においては、必要に応じてその都度、発注者との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。オンラインの活用も可能とする。
- （４）本契約に基づく成果物の所有権は、発注者へ成果物の引き渡し完了したときに、発注者に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって発注者に譲渡されるものとする。ただし、受託者が直接、集排汚泥の肥料利用の課題解決に使用するためであれば、受託者においても成果物を使用することができる。
また、受託者は、成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- （５）委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。
- （６）委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に罰則規定があるので留意すること。

- (7) 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害が三重県の責めに帰すべき事由による場合においては、発注者がその費用を負担するものとし、その損害額は、発注者と受託者が協議して定める。
- (8) 発注者は必要に応じ、受託者に対し状況確認を行うことができるものとする。
- (9) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。